

米国相互関税アップデート：医薬品・金属関税および IEEPA 関税還付の最新動向

April 2026

In brief

米国大統領は 2026 年 4 月 2 日、1962 年通商拡大法第 232 条に基づき、特許医薬品および医薬品原料に対し、100%の追加関税を課す大統領布告を発表しました¹。日本、EU、韓国、スイス、リヒテンシュタインの医薬品については 15%の軽減税率が適用されます。

同日、同大統領は 1962 年通商拡大法第 232 条に基づく鉄鋼、アルミニウムおよび銅に対する追加関税措置についても関税率の変更を内容とする大統領布告を発表しました^{2 3}。本措置では派生品を含め、金属の含有量にかかわらず輸入申告価格の総額に対して関税が課されます。製品全体に占める鉄鋼、アルミニウム、銅の重量比含有率が 15%以上の派生製品には、25%の税率が適用されます。これにより関税額の計算は簡素化されますが、派生製品については、実質的な関税負担が増加する可能性があります。

また、米国税関・国境警備局(CBP)は 2026 年 4 月 20 日、自動通関環境セキュアデータポータル(ACE ポータル)上で統合管理・入力処理(CAPE)ツールの第 1 フェーズを稼働させました。これにより、未清算(unliquidated)の輸入申告および精算(liquidation)から 80 日以内の輸入申告を対象に国際緊急経済権限法(International Emergency Economic Powers Act : 以下、IEEPA)に基づく関税の還付処理が開始されました。

1 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/04/adjusting-imports-of-pharmaceuticals-and-pharmaceutical-ingredients-into-the-united-states/>

2 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/04/strengthening-actions-taken-to-adjust-imports-of-aluminum-steel-and-copper-into-the-united-states/>

3 <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2026/04/fact-sheet-president-donald-j-trump-strengthens-tariffs-on-steel-aluminum-and-copper-imports/>

In Detail

【医薬品及び医薬品原料の輸入関税】

米国大統領は 2026 年 4 月 2 日、1962 年通商拡大法第 232 条に基づき、特許医薬品および医薬品原料に対し、100%の追加関税を賦課する大統領布告を発表しました。主要な措置は以下になります。

- 特許医薬品及び関連する医薬品原料の米国輸入関税を原則 100%とする。
- 日本、EU、韓国、スイスおよびリヒテンシュタインの医薬品については 15%の税率を適用する。
- 米国内での医薬品生産を計画し、商務長官の承認を取得した企業に対しては 20%の税率を適用する。ただし、4 年後(2030 年 4 月 2 日)以降は 100%に引き上げる。
- 個別の貿易合意において医薬品関税の取り扱いを定めている国については、合意内容に準拠する。
- 英国に対しては 10%の税率を適用したうえで、今後締結される英米間の協定に基づき 0%まで引き下げる。

関税対象除外品

- 以下の製品には追加関税を課さない
 - ・ 米国において希少疾患用医薬品として指定されている医薬品及び関連成分
 - ・ 放射性医薬品
 - ・ 血漿由来治療製剤
 - ・ 不妊治療薬
 - ・ 細胞・遺伝子治療製品
 - ・ 抗体薬物複合体(ADC)
 - ・ 化学・生物・放射線・核(CBRN)脅威に関する医療対策製品
 - ・ その他商務長官が別途特定する特殊医薬品
 - ・ 動物用医薬品
- 最恵国待遇価格設定ならびに生産・研究開発の国内回帰に関する協定を締結済み、または交渉中の企業が製造する製品については、2029 年 1 月 20 日まで関税を課さない。
- 米国原産の医薬品の輸入には関税を課さない。
- 本関税が課された製品が米国から再輸出される場合、関税の払い戻し(ドローバック)の適用対象とする。
- ジェネリック医薬品及びバイオシミラー製品を含む関連成分については、現時点では第 232 条の関税の対象としない。ただし、1 年以内にその要否について改めて大統領に報告を行う

適用開始日

- 付属書 III⁴に列挙されている企業: 2026 年 7 月 31 日以降
- その他の企業: 2026 年 9 月 29 日以降

4 <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2026/04/Pharmaceuticals-Imports-ANNEXES-I-II-III-IV.pdf>

【鉄鋼、アルミニウム、銅への追加関税措置】

対象	関税率
全体またはほぼ全体が鉄鋼、アルミニウムまたは銅で構成される製品 (付属書 ⁵ I-A 対象)	50%
鉄鋼、アルミニウムまたは銅の主要素材として相当量含む派生製品 (付属書 I-B 対象)	25%
金属集約型の産業・送電設備	10% (2027年12月31日まで)
米国において全量が精錬・鋳造されたアルミニウム、溶解・鋳造された鉄鋼、または精錬・鋳造された銅を使用して海外で製造された製品	10%
鉄鋼、アルミニウムまたは銅の含有率が15%以下の製品 (付属書 II 対象)	対象外

出所: PwC 関税貿易アドバイザー合同会社作成

- 英国産の製品: 英国において精錬・鋳造されたアルミニウム製品および溶解・鋳造された鉄鋼製品については付属書 I-A 対象品は 25%、付属書 I-B の対象品は 15%の軽減税率が適用される。
- ロシア産製品: ロシア産のアルミニウム製品および派生品には引き続き 200%の追加関税を課す。
- 付属書 III 掲載の派生品に対する一時的軽減措置: 付属書 III に掲載されている鉄鋼およびアルミニウムの派生品については 25%でなく、2027年12月31日までの間、以下のとおり軽減税率が適用される。
 - ・ 一般関税率が 15%未満の場合: 第 232 条関税との合計が 15%となるよう調整する。
 - ・ 一般関税率が 15%以上の場合: 第 232 条関税は課さない。
 - ・ 米国と正常貿易関係(NTR: Normal Trade Relations)を有さない国からの輸入については本軽減措置の適用対象外とし、25%の関税を課す。

適用開始日: 本関税措置は 2026 年 4 月 6 日以降に適用を開始する。

【IEEPA 関税の還付に関する動向】

米国税関・国境警備局(CBP)は 2026 年 4 月 20 日、ACE ポータル上で統合管理・入力処理(CAPE)ツールの第 1 フェーズを稼働させました。⁶

この背景として、米国際貿易裁判所(CIT)は 2026 年 3 月 4 日、2026 年 2 月 2 日に米国連邦最高裁判所が違法と判断した国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づく関税について、未清算(unliquidated)の輸入申告に係る関税を CBP が還付するよう命じていました。⁷

CAPE は、IEEPA 関税の還付(利子を含む)を個別の輸入申告単位ではなく輸入者単位で総合的に処理する設計となっており、第 1 フェーズの対象は、未清算の輸入申告および清算から 80 日以内の輸入申告に限定されています。

⁵ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2026/04/ANNEXES-I-A-I-B-II-III-IV.pdf>

⁶ https://content.govdelivery.com/bulletins/gd/USDHSCBP-413a632?wgt_ref=USDHSCBP_WIDGET_2

⁷ 当法人 関税貿易ニュース「米国 IEEPA 関税に関する還付に関して」
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-customs/cta-20260306.html>

Let's talk

PwC 関税貿易アドバイザー合同会社は、関税コストシミュレーションのほか関税最適化に向けた支援を行っています。IEEPAに基づく関税とその他関税の区分けや関税コスト算出も可能です。より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 関税貿易アドバイザー合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

米国関税に関するアドバイザーサービス

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/customs/us-tariffs.html>

パートナー
オルソン ロバート

ディレクター
芦野 大

シニアマネージャー
濱田 未央

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Customs and Trade Advisory LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.